



様式第九号（第十条の六関係）

許可番号第05820100724号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社アール・アール・シー

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であること
を証する

横須賀市長 上地克明

COPY

許可の年月日 令和4年11月28日

許可の有効期限 令和9年11月27日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

（1）事業の区分

中間処理（焼却）

（2）処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類
別紙のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、
許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙のとおり。

3. 許可の条件

（1）処分する産業廃棄物の受入場所等
別紙のとおり。

（2）廃棄物の保管を行う場所の所在地等
別紙のとおり。

（3）廃棄物の搬入等については、周辺の生活環境に支障が生じないように実施すること。

（4）廃棄物の処分にあたっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年11月28日 許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類

焼却に係るもの 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、施行令第2条第13条に掲げる廃棄物（廃肉骨粉に限る。）
以上のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設

設置場所：横須賀市内川2丁目2番10号

設置年月日：平成14年11月28日

処理能力：71.52t／24h

許可年月日：平成14年11月28日

許可番号：第34号

許可の条件

(1) 処分する産業廃棄物の受入場所等

受入場所は次に限る。

横須賀市内川2丁目2番10号所在の焼却施設に付帯する受入ピット

(2) 最大受入量は次のとおりとする。

受入ピット：87.07m³

破碎物ピット：245.25m³

(3) 廃棄物の保管を行う場所の所在地は、次に限る。

所在地：横須賀市内川2丁目2番10号

保管面積：60.97m²

最大保管量：332.32m³

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（廃肉骨粉に限る。）

